

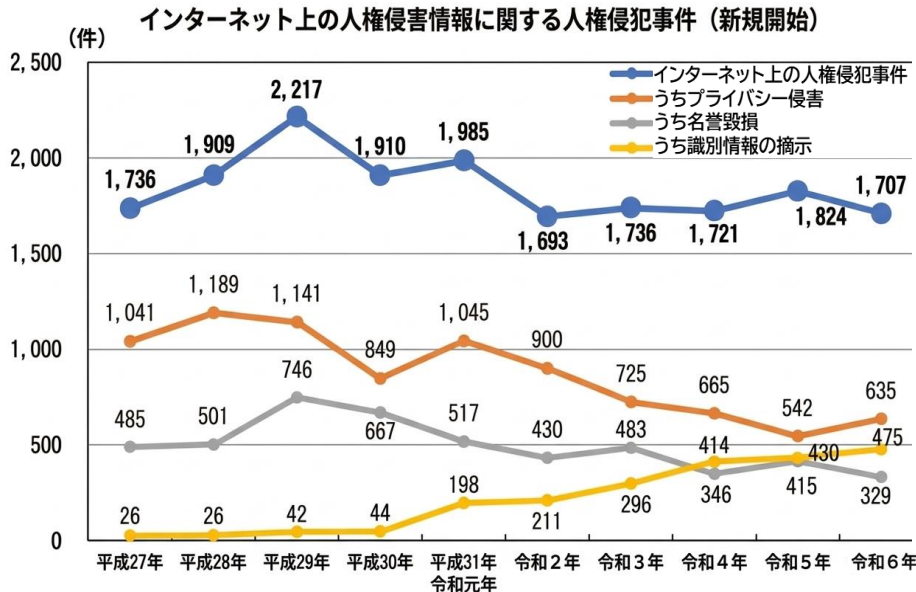
人権の視点で考える インターネット・SNS

教職員研修用リーフレット

令和8年4月発行

インターネット上の人権侵害は、SNSの登場により、個人の誹謗中傷やプライバシー侵害や名誉棄損、差別を助長する表現、子どもの性被害といった人権問題が深刻化しています。また、令和7年6月に閣議決定した「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」において、「インターネット上の人権侵害は、個別の課題に密接かつ横断的に関連する問題」とされています。

インターネット上の人権侵害の状況



人権侵犯事件(新規救済手続開始件数)
令和6年のインターネット上の人権侵犯事件は1,707件で、人権侵犯事件全体の約19%を占めており、近年は高止まりしています。特に、識別情報の摘示(※)は475件で、年々増加しています。

また、警察庁の調査によると、令和6年中にSNS上では、名誉毀損(387件)、侮辱罪(100件)、計487件検挙されています。
(令和6年の犯罪情勢 警察庁長官官房)

➡ (※) 「識別情報の摘示」とは

人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病又は性的指向等の特定の属性を持つ人に対し、差別を助長・誘発する目的で、その属性に関する情報をインターネット上に公開する行為を指します。

インターネット上の人権侵害事件が全体の人権侵犯事件に占める割合

年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
全体の件数	21,718	20,999	19,443	19,533	19,063	15,420	9,589	8,581	7,859	8,962	8,947
占める割合	7%	8%	10%	11%	10%	13%	18%	20%	22%	20%	19%

(令和6年『人権侵犯事件』の状況について 法務省)

インターネット上の人権侵害に対して、法律の整備が進んでいます！

刑法(侮辱罪)の改正 (令和4年施行)

番組出演者がSNSで誹謗中傷を受け自殺する事件がありました。加害者への刑罰が軽すぎるとの声が高まり、侮辱罪の厳罰化につながりました。

改正前

(侮辱)
第231条 事実を摘示しなくても公然と人を侮辱した者は、**拘留又は科料**に処する。

改正後(令和4年7月7日施行)

(侮辱)
第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、**1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料**に処する。

懲役・禁錮は現在では拘禁刑に一本化されている

情報流通プラットフォーム対処法(情プラ法)の施行 (令和7年施行)

大規模プラットフォーム事業者(SNS事業者)には、「権利侵害情報への迅速な対応(削除要請を受けて原則7日間以内の判断)」「削除基準の明確化と公表」「運用状況の透明化」などが求められています。



別紙1リンク先一覧表に移行します

二次元コードからは、詳細なデータや参考資料へのリンクになっているから、チェックするのだ！

滋賀県教育委員会事務局人権教育課



ジンケンダー
(滋賀県人権啓発キャラクター)



同和地区（被差別部落）に対するアウティング（暴露）や差別的な書き込み

電子掲示板やSNSに「〇〇地区は同和地区・被差別部落である（あった）」と書き込んだり、動画投稿サイトで、特定の地域を撮影した動画に「ここは同和地区・被差別部落である（あった）」という旨のテロップやナレーションを入れて公開したりする行為が近年増えています。

部落差別が現存する中、この情報の公開自体が人権侵害になる可能性があります。



インターネット検索が一般的になる中、差別を助長・拡散する情報に触れる可能性が高くなります。

SNS 上における暴力行為等の動画の投稿・拡散

SNS上における暴力行為・不適切な行動等の動画を投稿・拡散する行為が犯罪に該当し得ることや、誹謗中傷が、加害者・被害者への新たな人権侵害を生むことについて、学校現場での指導と啓発が強く求められています。



SNS等における悪質な投稿は、その内容によっては名誉毀損罪や侮辱罪の刑罰の対象となり得ます。

子どもたちの心に恐怖や不安を与えたり、偏見や差別的な考えを植え付け、誤った正義感からデマの拡散に加担させたりしてしまう可能性があります。

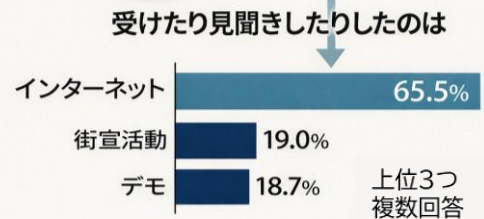
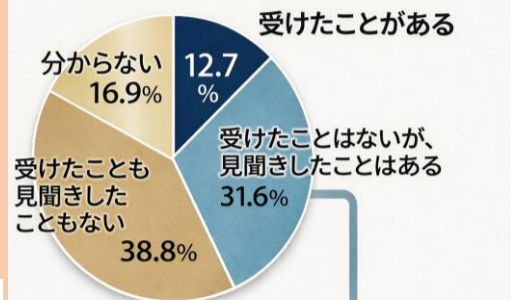
ヘイトスピーチ

法務省はヘイトスピーチの事例として、特定の民族や国籍の人々に対し、次のような表現を挙げています。

- 〈1〉理由なく排斥をおおる(例:「〇〇人は出て行け」)
- 〈2〉危害を加えようとする(例:「〇〇人は殺せ」)
- 〈3〉著しく見下す(例:動物に例える)

ヘイトスピーチの経験がある在留外国人の割合

※出入国在留管理庁の令和6年の調査から



図のように、出入国在留管理庁が令和6年に在留外国人を対象に実施した調査によると、「ヘイトスピーチを受けた、または見聞きした」と答えた人は約半数にのぼります。そのうち、「インターネット」上での経験を挙げた人は65.5%で、質問方法は異なるものの令和4年の同調査から倍増しました。

上記の他にも

- ネットいじめ
- 誹謗中傷
- 個人情報の拡散
- 性犯罪・児童ポルノ・リベンジポルノ
- 偽情報（フェイクニュースや動画・画像）・誤情報（デマ）の拡散
- プライバシーの侵害
- 肖像権の侵害
- ハラスメント
- 等

人権侵害についてのより詳しい情報は、二次元コードからご覧いただけます。法務省が作成した冊子（公益財団法人人権教育啓発推進センター制作）へリンクしています。





インターネット上の人権侵害において、被害や加害を防ぐために、①インターネットの特性やリスクを理解する ②実生活の中で子どもが「自分は認められている」と感じられるようにする ③学校、家庭、地域が連携することが大切です。

①インターネットの特性やリスクを理解する

インターネットの特性を理解する

- (例)
- 匿名性により心理的ハードルが下がり、無責任な発言が増え、誹謗中傷のリスクが高まる
 - 情報が一気に広がり、偽情報・誤情報も拡散しやすい
 - プライバシーが侵害されやすく、情報が消せないデジタルタトゥー問題
 - フィルターバブルやエコーチェンバー現象により思考が偏る



リスクを自分事にする（させる）

ネット・SNS利用時、「自分は大丈夫」と考えがちですが、トラブルは誰にでも起こりえます。他人事ではなく、「どんなシチュエーションならやってしまう可能性があるのか」「やったなら、どんな影響が出るのか」等、具体的な状況を想像しながら「自分事」として考えることが重要です。これによりリスクを正確に理解し、適切な判断力を養えます。

③学校・家庭・地域・関係機関が連携する

保護者との連携・啓発

子どものインターネット・SNSトラブル防止には、家庭でのルールづくり支援や定期的な情報共有など、保護者への啓発や連絡体制の構築が欠かせません。県では親子で一緒に読んでいただける保護者向けの啓発資料を作成しています。



「スマホで な・か・よし」
(滋賀県人権施策推進課作成)
県内の小学4年生対象に配付

家庭教育リーフレット
「インターネットと子育て」
(滋賀県生涯学習課作成)

②実生活の中で子どもが「自分は認められている」と感じられるようにする

実生活でのつながりを大切に

インターネット・SNSに依存してしまう背景には、現実のつながり不足が1つの要因にあげられます。子どもが教職員や家族から「認められている」と感じられることが何より重要です。そのためには、教職員が人権を尊重し、例えば一人ひとりの名前を呼んで挨拶するなど、丁寧に接する姿勢が求められます。さらに、子ども同士が「ちがいを認め合う」「思いや経験を受け止め合える」ような取組を通じて、安心できる関係を築くことも不可欠です。こうした環境づくりが、「心理的安全性」の高い学校園・学級を実現します。



相談できる窓口を知っておく

インターネット上の人権侵害は、学校園ではなかなか実態を把握できないため、気がついた時には広範囲に拡散されているという特徴があります。できるだけ早く専門機関等へ相談することが必要です。インターネットやSNSで相談できる窓口もあります。



インターネット上の書き込みなどに関する相談窓口は、リンク先にフローチャートで掲載しています

継続的な学びを大切に

本リーフレットのほか、研修用パワーポイント資料(グループ討議用事例含む)、文部科学省・総務省・法務省などの公式ウェブサイトや資料(動画や指導例等)へのリンク集も作成しています。最新の情報や事例を共有し続けることで、教職員自身の知識を常にアップデートし、変化するインターネット環境に対応した指導力を高めていきましょう。



インターネットによる人権保障の取組

人権問題の解決に役立つ場として、行動の呼びかけや問題提起、交流の場づくりが増えています。学校教育では、人権保障に活かされていることを子どもに伝えることも大切です。

(事例)「ピンクシャツデー運動」
ピンクのシャツを着た生徒へのいじめに対抗し、上級生のネットでの呼びかけで多くの生徒がピンクの服を着用し、いじめが解消されました。さらに、この出来事がSNSで広まり、2月の最終水曜日は国際的な「ピンクシャツデー」としていじめ反対運動の日となりました。

教職員がインターネット・SNS上の課題を知り、どのように考え、伝えていけばいいのでしょうか。

便利なネット社会だからこそ、情報の受け止め方や人との関わり方を、一つひとつ丁寧に考える必要があるよね。



そうそう。情報をただ信じるんじゃなくて、正しく読み取る力が必要だし、自分が発信するときも責任を持たないと。



あと、ネットの情報はファクトチェックが大事だよ。誤った情報を拡散して、知らず知らず差別や偏見につながるのは避けたい。



それに、ネットの問題は人権と深く関わっているから、私たち教職員自身が理解して、子どもたちに伝えていかないと。



ネットの向こうには必ず人がいる。だからこそ、日頃から対話を大切にして、お互いを尊重し合う気持ちが何より大切だね。



インターネットで傷つくこともあるけど、癒されることもあるよね。



だからこそ、使う・使わないの二択ではなく、リスクを自覚し、どのように使うかに向き合いたいね。



うおーたん
(滋賀県イメージキャラクター)



滋賀県ホームページには、当課作成のリーフレットや人権学習指導資料を掲載しています。ご自身の学びや教職員研修などにご活用ください。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/school/zinken/>

人権教育 滋賀県教育委員会

検索